

市第40号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条第1項に規定する急速充電設備」を加え、「の各号」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第14条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていること。

ない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないよ

うにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努め、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第 1 項第 2 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の規定を準用する。

第15条第 2 項中「前条第 1 項」を「第14条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「前条第 1 項第 3 号の 2」を「第14条第 1 項第 3 号の 2」に改め、同条第 4 項中「前条第 1 項第 7 号」を「第14条第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（この条例による改正後の横浜市火災予防条例第 14条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備をいう。）のうち、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を定めるため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（変電設備）

第 14 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの~~及び次条第 1 項に規定する急速充電設備~~を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次~~の各号~~に掲げる基準によらなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）

（急速充電設備）

第 14 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 50 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) ^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努め、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第15条 (第1項省略)

- 2 前項に定めるもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第17号及び第19号カ並びに第14条第1項の前条第1項の規定を準用する。この場合において、第4条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第17号及び第19号カ並びに第14条第1項第3号の2の前条第1項第3号の2及び第5号から第11号まで並びに第2項の規定を準用する。この場合において、第4条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものは、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つものとするほか、その位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第19号カ、第14条第1項第7号の前条第1項第7号、第8号及び第11

号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(第1号、第2号及び第5項省略)